

「パーチェス法一本化を考える ―フレッシュ・スタート法適用の是非―」

経営学科 4 年

小城友夏、牛島淳、長谷川由美、三輪惇一、大森陽平

<論文の要旨>

我が国は国際的なパーチェス法一本化の潮流を受け、2010年4月から適用された新基準によって「持分プーリング法」は廃止され、全ての企業結合に対して「パーチェス法」が適用されるようになった。これを受け、我々はアメリカのパーチェス法一本化導入の経緯をもとに、我が国におけるパーチェス法一本化への問題点を指摘し、フレッシュ・スタート法の導入の必要性、及びその適用の可能性について検討した。

「株式交換」による企業結合では、「持分の結合」と「取得」の二つの場合があり、これまでの会計基準では「持分の結合」の場合持分プーリング法、「取得」の場合パーチェス法を採用してきた。それはアメリカの企業結合の殆どが「取得」であるのに対し、日本では「持分の結合」による企業結合が多く存在しており、そういった様々なケースに対応するためであった。

しかしアメリカにおいて、厳格ではなかった持分プーリング法の要件を利用して、その要件を満たすように企業結合の計画を組むことにより持分プーリング法を適用し、経済的実質は異ならないと思われる企業結合取引が異なる会計手法によって処理されている事例が多く存在していた。その結果、財務諸表の比較可能性が損なわれることが問題視されるようになった。さらに、アメリカの企業結合は持分プーリング法が適する対等合併が極めて少ない買収が主流であるため、パーチェス法一本化となった。

このような国際的なパーチェス法一本化の潮流を受け、日本でもパーチェス法一本化となったが、対等合併の多い日本でパーチェス法一本化を適用することは困難である。なぜなら、取得企業の判別が難しいケースが生まれ、その部分に経営者の恣意的な判断が介在し、悪用されてしまうという問題点が存在してしまうからである。そこで、我々は三つ目の会計処理方法であるフレッシュ・スタート法を含めたそれぞれの会計処理方法一本化について議論したが、持分プーリング法では国際的な潮流に合わない、フレッシュ・スタート法では株主の清算を仮定しなければならないなどの問題点が出てきた。

そのため、各方法を組み合わせることでそれぞれのデメリットを補完できるような最適な会計処理方法を模索した。その結果、パーチェス法とフレッシュ・スタート法の組み合わせが最も問題点が少なく、なおかつ近年の国際的な潮流である時価評価に沿うことのできる会計処理方法であると判断した。